

新	旧
<p style="text-align: center;">当座勘定規定（専用約束手形口用）</p> <p>第1条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。<u>ただし、令和8年10月1日以降は、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入ません。</u></p> <p>第7条（手形の支払） (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。 <u>その他の手形、小切手の支払はしません。なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>第8条（手形用紙） (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、令和8年9月30日までに振り出して下さい。</u></p> <p>第16条（振出日、受取人記載もれの手形） (1) 手形を振出す場合には、手形要件を記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p style="text-align: center;">約束手形用法</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。</p>	<p style="text-align: center;">当座勘定規定（専用約束手形口用）</p> <p>第1条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。</p> <p>第7条（手形の支払） (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。 その他の手形、小切手の支払はしません。</p> <p>第8条（手形用紙） (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>第16条（振出日、受取人記載もれの手形） (1) 手形を振出す場合には、手形要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p style="text-align: center;">約束手形用法</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。</p>